

お知らせ『りしり富士』

年末年始における感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス対策本部

年末年始は普段会わない方と会う機会も増え、屋内での活動も活発となります。
感染拡大を回避するために、基本的な感染防止行動を実践しましょう。

道民及び
道内に滞在
している皆様

- ◆「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止行動を実践しましょう。
特に、「換気」など屋内での感染防止行動を実践しましょう。



特に帰省・
旅行の際は

- ◆いつもと体調が違うと感じた場合には外出や移動を控え、積極的に診察や検査を受けましょう。
- ◆混雑している場所ではできるだけ避けましょう。
- ◆普段会わない方と会う際は、より一層感染防止行動を実践しましょう。



特に飲食
の際は

- ◆忘年会、新年会などの際は、北海道飲食店感染防止対策認証店など、感染防止を徹底している飲食店等を選び、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用するなど、感染リスクを回避しましょう。
特に、大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層注意しましょう。



「巡回職業相談所」を開設します

産業振興課商工観光係

稚内公共職業安定所では、下記日程で「巡回職業相談所」を開設し、求人・求職の受理及び相談・紹介・雇用保険受給資格決定等の各種相談を行います。

と き	と ころ	時 間
1月13日(木)	利尻富士町役場 2階 大会議室	10:00 ~ 14:00

※フェリーの欠航等により、日程が変更となる場合があります。その際は防災無線(IP告知端末)にて放送致します。

ご不明な点等は役場商工観光係(82-1114)へお問い合わせください。

温泉プール「湯泳館」にて、柴田瞳先生による【アクアビクス教室】を下記のとおり実施いたします。多くのみなさまのご参加をお待ちしております！

～1月の実施予定日～

日付	曜日	事業名	時間	水深
14日	金	アクアビクス教室	18:30~19:50	1.2m
21日	金	アクアビクス教室	18:30~19:50	1.2m

【アクアビクス教室について】

アクアビクスは、アクア（みず）とエアロビクスを合わせた言葉で、水中ウォーキングや音楽に合わせて水中で身体を動かす運動等を行います。

水中での運動は身体を早く動かすほど水の抵抗が大きくなり、自分の体力に合わせた負荷で運動をすることができます。また、水の中だと陸上に比べ、体重が10分の1になるので、膝や腰等、足腰の関節に不安がある人にもおすすめです！

健康維持はもちろんのこと、体力や筋力アップ、ダイエットなど、様々な効果がありますので、運動不足になりやすいこの時期にぜひご参加ください！



【レッスン内容】

- ☆フットマッサージ
- ☆アクアウォーキング
- ☆アクアジョギング
- ☆アクアビクス
- ☆アクアボクササイズ
- ☆ストレッチ

【アクアビクスの効果】

- ・呼吸機能向上・血行促進・心肺機能向上・体力、筋力アップ・脂肪燃焼・むくみ改善
- ・心臓機能向上・肥満解消・生活習慣病予防・体温調節機能アップ etc…

*年齢制限等はありませんのでどなたでもご参加いただけます。

*疾病原病歴で、医師からの禁忌事項や、生活もしくは入浴・運動の制限がある方は医師や保健師さんに相談の上判断してください。

*料金は無料です。（※プールの入館料はかかります）

大人（町民）：200円	大人（町外）：300円
高齢（町民）：100円	高齢（町外）：200円
中人（町民）：100円	中人（町外）：200円
小人（町民）：無料	小人（町外）：100円

※貸し切り利用ではありませんので、ウォーキングコースは一般利用可能です。

※その他のプール利用予定につきましては、温泉施設に設置している月予定カレンダーをご覧ください。

※役場・温泉施設に設置している予定表をご確認ください。

利用に関するお問い合わせは、産業振興課商工観光係まで…TEL 0163-82-1114

町では、商工業者の自主的な経営努力を助長し、事業の持続的発展を図るため、町内で商工業を営む者又は新たに商工業を営もうとする者が、以下の事業を行う場合について、予算の範囲内にて助成金を交付しています。

つきましては、令和4年度において事業を予定している、又は検討している事業者におかれましては、1月20日までに産業振興課（82-1114）又は商工会（82-1125）へ連絡をお願い致します。

【事業の概要】

1. 対象となる方

町内に住所を有する利尻富士町商工会の会員若しくは会員となることを確約する者で、次の各号に該当する者。

- (1) 公租公課に滞納がない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種並びに風俗営業類似の業種でない者

2. 助成金の種類及び基準等

種類	事業内容	助成基準
店舗等整備支援事業	既存事業者が地域振興のため行う既存店舗等の改修・設備導入等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の2分の1以内 ・下限額50万円 上限額100万円 ・1事業者1回限り（2回目の申請は1回目の交付から5年以上経過したものに限り。） ・商工業後継者が事業承継し本事業を申請する場合は上限額を150万円とする。
新規事業者支援事業	新規事業者が地域振興のため起業する事業で、開業に伴う建物改修・設備導入等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の2分の1以内 ・下限額50万円 上限額150万円 ・1事業者1回限り（新規事業者が既存事業者となっても上段事業の申請は本交付から5年以上経過したものに限り。）
新商品開発支援事業	商工業者が地域振興のため行う特産品等新商品開発に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の2分の1以内 ・上限額50万円 ・1事業者1回限り（2回目の申請は1回目の交付から3年以上経過したものに限り。）
資格等取得支援事業	商工業者が人材育成のため町内外で行う経営者及び従業員の資格取得及び研修等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の2分の1以内 ・上限額10万円 ・1事業者年1回限り

制度を創設した令和2年4月以降、今まで6件の事業に対し助成金を交付しております。事業内容等についての問合せは産業振興課（82-1114）までお願い致します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する観点から、以下のとおり支給しておりますのでお知らせいたします。

●支給対象者

- ・ 下記対象児童を養育する方（令和3年9月分の児童手当を受給している場合は児童手当受給者）
※児童手当基準の所得制限に該当する方は対象となりません。
所得制限については、主として児童の生計を維持する方の所得で判定します。

●対象児童

- ・ 令和3年9月30日時点において支給対象者に養育される児童
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）
- ・ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）

●支給額

- ・ 対象児童1人につき10万円（一括給付）

●支給に係る申請・請求手続きについて

○町から児童手当を受給している方など、申請不要で支給する方は12月24日（金）に支給しております

○申請が必要となる方

申請勧奨案内を送付している方

- ・ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）を養育する方
 - ・ 町から児童手当を受給しておらず児童と両親が同居していない方や、転入により所得が不明な方、昨年の臨時特別給付金を受給していない方
- ※公務員の単身赴任の方については、昨年の臨時特別給付金を町から受給していた方へ申請勧奨案内を送付しております。

申請勧奨案内が送付されない方

- ・ 上記に該当せず、児童の住所が町外にある方
- ※単身赴任で利尻富士町に住民票があり、町から児童手当を受給していない方（公務員又は高校生のみ養育する方）で、なおかつ昨年の臨時特別給付金を利尻富士町から受給していない方

※児童の住所が町外にある場合は福祉課で対象児童が把握できませんので、必ず住民係・鬼脇支所へ申請願います！

（昨年の臨時給付金を町から受給した方についても、必ず申請してください！）

申請が必要となる方につきましては住民係・鬼脇支所の窓口で令和4年3月31日までに手続きをお願いします。

申請書様式は窓口に備えてあるほか、利尻富士町HPにも掲載しております。

●支給の方法・支給日

- ・ 申請不要で支給となる方は、支給通知に記載の口座へ12月24日（金）にお振込みしております。
- ・ 申請が必要な方については、申請受付後審査となり、支給が決定しましたら申請時に指定した口座へ随時お振込みいたします。

お知らせ『りしり富士』

12月15日配布「年末年始のごみ収集予定」の訂正について

企画政策課

12月15日各戸配布いたしました「年末年始のごみ収集予定」につきまして、1月7日(金)のペットボトル(粗大ごみ)は、缶類(粗大ごみ)の誤りでしたので、お詫びして訂正いたします。

12/29(水)	12/30(木)	12/31(金)・1/1(土)・2(日)・3(月)・4(火)・5(水)	1/6(木)	1/7(金)
燃やせないゴミ	燃やせるゴミ	収集業務休み	燃やせるゴミ	缶類(粗大ごみ)

年末調整はお早めに ~提出は1月31日まで~

会計課税務こくほ係

「年末調整」とは給与の支払を受ける方一人ひとりについて、毎月(日)の給料や賃金などの支払いの際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)とを比べ、その過不足額を精算する手続のことです。

給与等の支払者は支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した書類を令和4年1月31日(月)までに税務署及び市町村へ提出することとなっています。

(給与所得の源泉徴収票等の法定調書は税務署へ、給与支払報告書は市町村へ提出)

つきましては、以下の日程により年末調整受付相談を実施しますので、給料や賃金等を支払っている個人事業者は忘れずにお済ませ下さい。

【鬼脇地区】

- ・対象：個人事業者(漁業者・一般営業者など)
- ・とき：1月11日(火)9:30~11:30
- ・ところ：役場鬼脇支所

【鷺泊地区①】

- ・対象：個人事業者(漁業者・一般営業者など)
- ・とき：1月12日(水)9:30~15:00
- ・ところ：役場2F大会議室

【鷺泊地区②】

- ・対象：個人事業者(漁業者・一般営業者など)
- ・とき：1月13日(木)9:30~12:00
- ・ところ：役場1F小会議室

※受付当日は税務署より送付されている年末調整書類を必ず持参して下さい。

詳しくは役場会計課税務こくほ係(Tel.82-2123)までお問い合わせ下さい。

鬼脇公民館図書 ★新刊情報★

鬼脇公民館では、下記の33冊の本を新しく購入しました。

小説

第165回 芥川賞受賞
第165回 直木賞受賞

★貝に続く場所にて
★彼岸花が咲く島
★テスカトリポカ
★星落ちて、なお

石沢麻依
李琴峰
佐藤究
澤田瞳子

★さよならも言えないうちに 川口俊和

★星を掬う
★めぐりんと私。

町田そのこ
大崎梢

リクエスト図書

☆兇人邸の殺人
☆硝子の塔の殺人

今村昌弘
知念実希人

☆転がる検事に苔むさず
☆invert 城塚翡翠倒叙集
☆沈黙のパレード

直島翔
相沢沙呼
東野圭吾

趣味・実用書

- ★モヤる言葉、ヤバイ人 自尊心を削る人から心を守る「言葉の護身術」
- ★ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー 2
- ★ポケ日和 わが家に認知症がやって来た！どうする？どうなる？
- ★認知症世界の歩き方 認知症のある人の頭の中をのぞいてみたら？
- ★カレンの台所 ★基本調味料で作る体にいいスープ
- ★キャンサーギフト 礼文の花降る丘へ

絵本・児童書

- ♪ゆすってごらんりんごの木
- ♪ひよこはにげます
- ♪ついてくる
- ♪ぐるぐるうごくしましまぐるぐる しかけえほん
- ♪もりの100かいだてのいえ
- ♪たこたこウインナーちゃん
- ♪だいかぞく
- ♪マンガでわかる災害の日本史
- ♪料理はすごい！ シェフが先生！
小学生から使える、子どものための、はじめての料理本
- ♪お菓子はすごい！ パティシエが先生！
小学生から使える、子どものためのはじめてのお菓子の本
- ♪なぜ僕らは働くのか：君が幸せになるために考えてほしい大切なこと
- ♪おとなになるのび太たちへ 人生を変える『ドラえもん』セレクション



リクエスト図書

- ♪迷路探偵ピエール うばわれた秘宝を探せ
- ♪迷路探偵ピエール 摩天楼の秘宝をまわれ

※新規図書は多くの方に借りていただけるよう、2週間の期限での返却をお願いいたします。
※図書の返却は、役場図書コーナー返却BOX・鬼脇公民館ブックポストへお願いいたします。
※新規図書のリクエストをお待ちしております。